

適合証明業務料金規定

日本建築検査協会株式会社
令和3年4月1日：最終改正

(趣旨)

第1条 この適合証明手数料規定は、日本建築検査協会株式会社(以下、「当社」)が独立行政法人住宅金融支援機構と締結した「適合証明業務に関する協定書」(平成30年4月1日)第10条第1項及び別に定める当社適合証明業務規程第21条に基づき、当社が実施する適合証明業務に係る料金について必要な事項を以下に定める。

(料金の区分)

第2条 適合証明の業務料金は、新築住宅(フラット35・35S、財形住宅融資)、賃貸住宅融資等に区分する。

(適合証明業務の料金)

第3条 適合証明業務の料金は、第2条の区分に従い、一申請につき、別表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに定める適合証明業務料金とする。

(出張費等)

第4条 中間現場検査、竣工現場検査・適合証明に際し、地域により第3条の料金の額に、別表卷末の出張費等を加算する。

ただし、当社で基準法の完了検査若しくは住宅性能評価の竣工検査を同時にを行い、かつその検査員が同一の場合は、この限りではない。

(適合証明書等の再交付料金)

第5条 適合証明書の再交付料金は正規発行時の半額(戸当たり)とする。

(申請料金の減額)

第6条 当社が適合証明業務を効率的に実施できると認める場合または料金の額を変更することが必要と認められる場合は、手数料を減額することができるものとする。

(附 則)

この規定は、平成20年8月1日より施行する。

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

この規定は、平成26年6月16日より施行する。

この規定は、平成28年8月1日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。